



全国からの
応援歌が聞こえる

ふるさと納税で 飛驒高山を応援ください

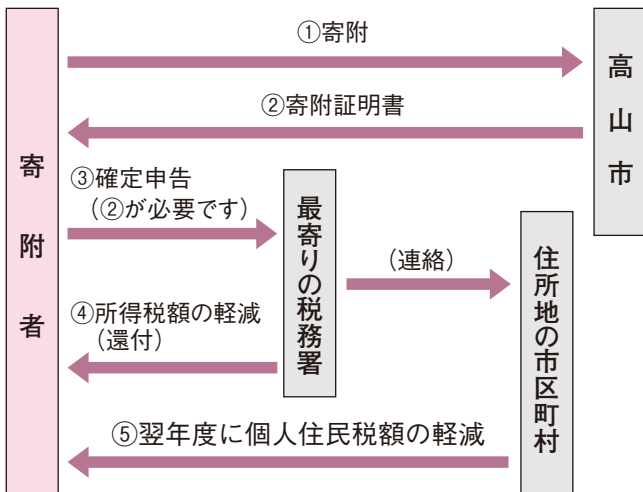
基金を設けて寄附者と市民が一緒にふるさとづくり

「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」という納税者のみなさんからの善意・ご厚意を地方公共団体へ寄附すると、所得税と個人住民税から一定限度額まで控除される制度、これが「ふるさと納税制度」です。

市では、ふるさと納税制度により高山市を応援いただく善意・ご厚意を「飛驒高山ふるさと寄附金」として募集しています。いただいた寄附金は、ご厚意にお応えするため、5つのメニューに大切な財源として

活用します。また、制度開始にあわせて1億円を拠出した「飛驒高山ふるさと基金」を創設して、市が寄附額と同額を積み立てることで、寄附者と市民が一緒にふるさとづくりをする仕組みも設けています。

寄附手続きの流れ



※寄附された年の翌年に確定申告をすることで、翌年の所得税額の軽減や翌年度の住民税額の軽減が受けられます。
 ※5,000円を超える金額について、所得税と合わせて一定限度まで個人住民税から控除されます。
 ※寄附募集をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。

地域ぐるみで守ろう 子どもとお年寄り

春の全国交通安全運動／4月6～15日

運動の重点

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席でのシートベルト着用やチャイルドシートの使用を徹底し、家族や同乗者の安全確保に努めましょう。

○自転車の安全利用の推進

飲酒運転・携帯電話を使用しながらの運転・並進な

どの危険運転はやめましょう。

○飲酒運転の根絶

家庭・職場・地域ぐるみで、悪質・危険な飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。

介護保険証の有効期限が廃止に

期限切れの被保険者証そのまま使えます

現在65歳以上の方(第1号被保険者)がお持ちの介護保険被保険者証(緑色)には有効期限が平成22年3月31日までとなっているものがありますが、法改正により有効期限が廃止されました。お手持ちの被保険者証はそのままご利用いただけます。

なお、介護認定を受けている方については、認定の更新時に新しい被保険者証(橙色)を配付しています。



問合せ 高年介護課
☎35-3178

問合せ先

市民活動推進課
☎35-3412